

平成30年10月25日

第16回村上市農業委員会会議録

第16回村上市農業委員会定例会を平成30年10月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局主査	津野	千鶴子

1. 午後1時30分 事務局長（鈴木美宝君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第16回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員はいらっしゃいませんでしたので、出席20名であります。村上市農業委

員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶お願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、会議に入る前に、議席番号9番の中山委員から発言を求められておりますので、中山委員、お願いします。

9番、中山委員。

○9番（中山和衛君） 9番_____

○議長（石山 章君） それでは、日程に従いまして日程3の議事録署名委員を選出いたしますが、私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第16回村上市農業委員会定例総会議事録署名人、議席番号19番、船山委員、議席番号20番、本間委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、報告させていただきます。資料1枚めくっていただきまして、1ページごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市鶴渡路____番地、____、土地の表示、鶴渡路字朴木田____番____、地目、台帳____、現況____、面積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、申請事由、申請地は平成12年ころより耕作しておらず、現在は灌木等が生い茂り、原野化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、村上市檜原____番地、____、土地の表示、檜原字ヨシ沢下____番____、地目、台帳____、現況____、面積____平米、申請事由、申請地は十数年前より耕作しておらず、現在は雑木等が生い茂り、原野化している。このため農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、ページめくって2ページ、番号3番、申請人、村上市檜原____番地、____、土地の表示、檜原字ヨシ沢下____番____、地目、台帳____、現況____、面積____平米、申請事由、申請地は十数年前より耕作しておらず、現在は雑木等が生い茂り、原野化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。3ページごらんください。番号1番の申請

場所ですが、地図に描かれているのが朝日地区の鵜渡路集落になります。今回の申請場所は、国道7号線よりも南側、旧国道7号線の脇にあります地図中央よりやや下のほうに太く囲まれた2筆が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、3番の場所を説明させていただきます。4ページごらんください。地図右側下、隅のほうにあるのが朝日地区檜原集落でございます。檜原集落のところ、地図上、斜めに国道7号線が通っておりまして、今回の申請場所はその檜原集落と国道7号線を挟んで西側、山側のほうになりますが、地図中央よりやや下のほうに太く囲まれた2筆が今回の申請場所で、上のほうがヨシ沢下__番__で、その下がヨシ沢下__番__という形になっております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、日程5、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今回は、使用貸借2件、賃貸借1件、贈与3件、合計6件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。貸し人、村上市新飯田__番地__、__、借り人、村上市新飯田__番地__、__、土地の表示、所在、小口川字家ノ越__番__、現況地目、__、地積__平米ほか1筆、合計2筆、合計地積__平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定です。契約の内容は10年間無償、再設定であります。

続きまして、賃貸借1件について説明いたします。番号3、貸し人、村上市小川__番地、__、借り人、村上市猿沢__番地、__、土地の表示、小川字大坪__、現況地目、__、地積__平米、契約の種別、賃借権の設定、契約の内容は3年間、10アール当たり__円です。

続きまして、所有権の移転、贈与3件について説明いたします。番号4、番号4番は5ページから始まり、6、7、8ページの上段まで続きます。番号4について説明いたします。譲渡人、村上市柏尾__番地、__、譲受人、村上市柏尾__番地、__、土地の表示、柏尾字立栗__、現況地目、__、地積__平米、__がほかに7筆、合計8筆、__が7筆、田畑合計で15筆ございまして、15筆の合計地積が__平米、この案件につきましては生前贈与の案件となっております。

続きまして、8ページをごらんください。番号5、譲渡人、村上市小揚__番地、__、譲受人、村上市小揚__番地__、__、土地の表示、小揚字火打坂__番__、現況地目、__、地積__平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。

続きまして、番号6について説明いたします。譲渡人、村上市猿沢____番地、____、譲受人、村上市猿沢____番地、____、土地の表示、猿沢字上野塚____番____、現況地目、____、地積____平米、もう一筆ございまして、田が2筆、合計面積が____平米、契約の種別、所有権の移転、贈与、この案件につきましても生前贈与の案件です。

続きまして、場所の説明をいたします。9ページからごらんください。番号4の場所です。番号4の場所は、9ページから10、11ページにわたって説明をいたします。9ページをごらんください。村上地区の柏尾地内です。図面を縦に国道345号とJR羽越本線が走っております。左側の海岸には柏尾海水浴場があります。線路脇、山側に申請地____と、国道と線路の間に申請地____と____があり、国道海側に申請地____があります。

続いて、10ページをごらんください。前の図面から少し北上した図面です。中央を流れるのが大川です。大川手前に3筆、海側から申請地____、____、____があります。大川を過ぎてすぐのところに申請地____があり、そこから山側に申請地____、____があります。また、国道脇に小さく____平米の申請地____があります。

続いて、11ページをごらんください。また少し北上した図面です。国道脇に申請地____と____があります。集落の中央に申請地____があり、市立上海府小学校脇に申請地____があります。

次に、番号5の場所を説明いたします。12ページをごらんください。朝日地区小揚集落です。図面中央を小揚川が流れております。申請地____は、図面中央の黒く囲まれた土地で、県道小揚猿沢線の道路沿い、小揚橋の手前にあります。

続いて、番号6について説明します。13ページをごらんください。朝日地区猿沢地内で日本海沿岸東北自動車道の終点で、県道小揚猿沢線との丁字路付近にあるのが申請地____と____です。

以上で場所の説明を終わりますが、今回説明した6件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明いたします。14ページのほうをごらんください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、貸し人、村上市飯野__丁目__番__号、____、借り人、村上市飯野__丁目__番__号、__、土地の表示、飯野__丁目__番__、地目、台帳、現況とも__、地積__平米、転用の目的が住宅建築用地、契約等については使用貸借の設定でございます。農地区分といたしましては第3種農地、備考といたしまして、申請者はこのたび念願のマイホームの建築を計画し、申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途区域内、第1種住居地域の農地であります。転用の内容ですが、建築面積__平米の木造2階建て住宅1棟を建築される予定でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、埼玉県さいたま市緑区原町__丁目__番__号、____、譲受人、村上市瀬波上町__番__号、____、土地の表示、学校町__、地目、台帳、現況とも__、地積__平米、転用の目的は住宅建築用地でございます。契約等については売買による所有権の移転で、対価は__円となります。10アールあたりに換算いたしますと約__円となります。農地区分についてはこちらも第3種農地、備考といたしまして、申請者は実家で生活しているが、子供の成長とともに住宅が手狭となってきたことから、新たに住宅の建築を計画し、利便性を考え、実家近くの申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途区域内、第1種住居地域の農地であります。転用の内容ですが、建築面積__平米の木造2階建ての住宅1棟を建築される予定でございます。

続きまして、15ページ、番号3番、貸し人、村上市関口__番地、____、借り人、村上市泉町__番__、____、____、____、土地の表示、関口字上屋敷__、地目、台帳、現況とも__、地積、今回は__平米のうち__平米です。転用の目的は作業ヤード及び現場事務所の設置、契約等については賃貸借で、対価は__円となります。農地区分は第1種農地で、この案件につきましては一時転用で、利用期間につきましては許可日から平成31年3月31日までとなっております。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくって16ページのほうをごらんください。地図中央、ここは飯野の付近で、地図中央下のほうに村上南小学校があります。今回の申請場所は、その南小学校より北側、地図中央に太く囲まれた、ちょっとコの字の形をした場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番につきましては、地図中央下のほうに県立村上中等教育学校がありまして、その北側、中等教育学校の脇に太く囲まれた場所が番号2番の申請場所です。

続きまして、18ページ、番号3番の場所です。地図中央下のほうにあるのが朝日地区の関口集落となりまして、そこから高根方面に県道が延びておりますが、今回の申請場所はその関口集落を出て、すぐ県道脇の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査を実施していただいていたので、議案番号1番、2番について報告をお願いします。

15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。村上地区では、10月10日水曜日に農地法第5条申請のあった2件の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、9時15分に番号1の飯野____丁目の現地に農業委員3名と最適化推進委員3名、事務局からは小川次長が集合し、現地確認を行いました。

番号1番の現地では、_____さんの立ち会いのもと、小川次長より申請内容等について説明を受けた後、配置図をもとに建物の位置や周囲の状況について確認を行いました。申請地は、村上南小学校の近くで、周囲を住宅地に囲まれた都市計画用途区域、第1種住居地域に指定された区域内にある農地です。今回の転用は、住宅を建築するもので、周囲には影響を及ぼすおそれのある農地がないことから、村上地区委員としては許可相当との意見となりました。

次に、番号2の学校町地内の現地に移動し、小川次長より申請内容等について説明を受けた後、配置図をもとに建物の位置や周囲の状況について確認を行いました。申請地は、村上中等教育学校の脇で、都市計画用途区域、第1種住居地域に指定された区域内にある農地です。今回の転用は、住宅を建築するもので、隣地との境界には壁を設置し、汚水、生活雑排水等は公共下水道で処理する計画であることから、周囲の農地への影響も少ないと考えられます。このことから、村上地区委員としては許可相当との意見となりました。

以上です。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について現地調査報告をお願いいたします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、ナンバー3の件についてご報告申し上げます。

10月16日午前9時から朝日支所会議室に集合しまして、朝日地区農業委員4人、推進委員4人、事務局から本庁、小川次長、朝日支所から小池補佐の出席をいただきまして、説明後、図面等を確認し、委員でさまざま協議し、調査いたしました。申請理由は、ここにも書かれているとおり、村上地域振興局発注の高根川沿岸地域の水田にかん水するための関口頭首工の改修工事ということで、その資材置場等に利用するため、必要面積の858平米を作業ヤード、現場事務所に利用するというもので、31年3月31日までの一時転用の申請であります。現況の農地につきましては、基盤整備された畑であります。数年前から耕作されず、草刈り等で管理されている農地であります。周囲の畑地につきましても基盤整備されて、県道高根村上線の両側に猿害対策のための電気柵がずっと2キロぐらい設置されておりますが、現在耕作されていない畑地、農地につきましても今の申請地のみであります。地形は、山側から県道に向かって傾斜しており、雨水は県道の側溝に流れるため、

隣の農地等には影響はないということで考えます。こうしたことから、朝日地区の農業委員、適正化推進委員は許可相当の意見ということでありました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただいた案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局主査（津野千鶴子君） 申しわけありません。説明の前に1件、訂正がございます。32ページ、番号42番、_____さんの案件です。土地の表示がほか2筆、計3筆_____平米となっておりますが、訂正します。ほか1筆、計2筆、_____平米に訂正をお願いいたします。

それでは、19ページをごらんください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

説明は、使用貸借、賃貸借、交換、売買、場所の説明、農地中間管理事業の順番に説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が36件、所有権移転の交換が2件、売買が1件、農地中間管理事業が25件、合計65件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市大町____番____号、____、借り人、村上市黒田____番地____、____、____、____、土地の表示、黒田字由向____、地目、____、地積____平米ほか14筆、計15筆、____平米、利用権等の種別は使用貸借による権利の設定、期間が10年間、再設定となります。

次に、賃借権の設定です。番号2番、貸し人、村上市山辺里____番地、____、借り人、村上市山辺里____番地、____、土地の表示、山辺里字三両海____番____、地目、____、地積____平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が6年間、借り賃が10アール当たりコシヒカリ玄米____キロ、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。ページ進みまして28ページ、番号37番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号38番、譲渡人、村上市山辺里____番地、____、

譲受人、村上市山辺里___番地、___、土地の表示、山辺里字定ノ下___番___、地目、___、地積___平米ほか2筆、計3筆、___平米、交換による所有権の移転となります。

次に、番号39番、譲渡人、村上市山辺里___番地、___、譲受人、村上市山辺里___番地、___、土地の表示、山辺里字西越___、地目、___、地積___平米、交換による所有権の移転となります。

次に、番号40番、譲渡人、村上市下鍛冶屋___番地、___、譲受人、村上市下鍛冶屋___番地、___、土地の表示、下鍛冶屋字駒木野___番___、地目、___、地積___平米、売買による所有権の移転となります。対価が___円です。10アールあたりは___円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。30ページをごらんください。番号38番、39番の案件です。図面下に山辺里集落と村上東中学校があり、その間の市道を挟んだところに太く囲ってあります3筆が番号38番の申請地となります。そこから県道に向かって進みまして、右側に太く囲ってありますのが番号39番の申請地となります。

次に、番号40番の案件です。31ページをごらんください。図面左側縦に国道7号線が走っています。中央にはショッピングセンターアコスがあり、その裏に太く囲ってありますのが今回の申請地です。

次に、農地中間管理事業による使用貸借と賃貸借の設定です。最初に、使用貸借です。32ページをごらんください。番号41番、貸し人、千葉県千葉市稲毛区長沼町___番地___、___、___、借り人、新潟市中央区新光町___番地___、___、___、土地の表示、赤沢字田頭___、地目、___、地積___平米ほか7筆、計8筆、___平米、利用権等の種別は使用貸借による権利の設定です。期間が10年間、新規の農地中間管理事業となります。改良区費は借り人負担です。

次に、農地中間管理事業による賃貸借の設定です。33ページをごらんください。番号44番、貸し人、村上市山辺里___番地___、___、借り人、新潟市中央区新光町___番地___、___、___、土地の表示、山辺里字砂海___、地目、___、地積___平米ほか5筆、計6筆、___平米、利用権等の種別は賃貸借による権利の設定です。期間が10年間、新規の農地中間管理事業となります。改良区費は貸し人負担です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に24ページ、番号23番を審議いたしますので、議席番号19番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号23番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号23番、承認することに決定いたしました。

(19番 船山 寛君着席)

○議長(石山 章君) 船山委員、番号23番、承認することに決定いたしました。

続いて、番号35番について審議いたしますので、議席番号1番、鈴木委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(1番 鈴木いせ子君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号35番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、番号35番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号35番、承認することに決定いたしました。

(1番 鈴木いせ子君着席)

○議長(石山 章君) 1番、鈴木委員、番号35番、承認することに決定いたしました。

次に、32ページから40ページ、番号41番から65番まで、農林公社、農地中間管理事業の案件でありますので、私が議事に参与できませんので、議長を職務代理に交代し、審議をお願いいたします。

(5番 石山 章君退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、代わりまして、番号41番から65番まで、農林公社の関係でありますので、石山委員が退席になりました。

この41番から65番につきまして審議をしたいと思います。皆様方から。

6番、遠山委員。

○6番(遠山久夫君) 6番、遠山です。これ事務手続上、質問なんですが、改良区費、借り人負担、貸し人負担、これ中間管理機構、ここで承認するとこれから中間管理機構から借り人のほうに渡るわけですけども、この契約というのはどこの段階でどういうふうにしてこれをとっていらっしゃるのか、お聞きしたいんですが。

○事務局主査(津野千鶴子君) 改良区の確認でしょうか、どちらが負担するか。

○事務局主査(津野千鶴子君) 貸し人の方が機構に貸したいですということでご相談あったときに、借り人の方が決まった時点で両方で話し合いをしていただいてから、貸し人の方に申請をさせていただいておるような状況です。

○6番(遠山久夫君) そうしますと、確実に借り人、貸し人がこれを理解した中での契約ということになるわけですね。

○事務局主査(津野千鶴子君) 白紙で受けるということになっているとは思いますが、実際

定例会にかけて機構のほうに書類を提出するには、借り人が決まっていなかったとかけられないというようなことです。

それで、申し出が、この定例会に申し込む前に、集積計画をする前にもう一段階ありまして、その申し出を受けて、借り人が決まるまでずっと保留になっておりまして、借り人が決まり次第、定例会に提案するというような流れになっております。

○6番（遠山久夫君） そうしますと、これは仮の契約、借り手の側からすれば仮の契約で、この次に中間管理機構から借りるときの貸し人、借り人がかわる可能性があるということで理解していいんですね。

○事務局主査（津野千鶴子君） 借り人の方は、この時点ではまだ正式には契約されていないんですけど、県の公告で配分計画というのがありまして、借り人の方が正式に決まり次第、県のほうで公告して、最終的に借り人の方に貸し借りが決まるということになっています。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 19番。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。済みません。今改良区費ということでしたので、私も三面沿岸土地改良区のほうにおりますので、その立場から発言させていただきます。

農地の貸し借りについては、確かに仮承認出すわけですけども、この改良区費については備考欄ありますけど、どちらがどういうふうを持つのかということで、一般の5条と同じように貸し人が持つ場合もありますし、借り人が持つ場合もあります。それは、改良区のほうで管理機構に貸してもその後はどなたかに移るわけですので、その時点で私から遠山さんにかわるとかになっても、お互いに話をした中での改良区費はどちらが持ちますかという、両方の合意のもとに書類も出してありますし、また改良区のほうにはその旨、仮承認を通った段階でおりてきますので、それで変更になるということですので、出す前にきちんと両者の話し合いをもって書類上に議論をして管理機構に出しておりますので、これは今ほど言われて、後からどうこうじゃなくて、あくまでも書類出すときに、管理機構に出しますよ。ただ、私から遠山さんに任せますよといった場合に水利費はどちらが持ちますかということで、それも決めた中で出してありますので、あくまで本人同意の上の書類です。それで、管理機構のほうに出すということですので。補足で申しわけないですけど。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

遠山委員、いかがですか。

○6番（遠山久夫君） 実は、なぜこんな質問するかというと、お互いにわかっている人の中で出た話で、この話は中間管理機構との契約、中間管理機構から受託側の契約、これおのおの違うんだと。だから、貸し人、借り人の改良区費の負担については、そこで合意した中という話じゃなくて、変更があり得るだろうというふうに本人同士から聞いているんで、はっきりとここで明記されると、これはどんなものかなと。今日の総会で出た、これがそのまま通っていくのか、あるいはこれは変更、相対ですから、後で変更きくのかどうか。そこら辺がちょっと不安だったものですから。

○事務局主査（津野千鶴子君） 変更は可能ですので、両者で最終的には話し合って、手続は改良区のほうでということになります。

○6番（遠山久夫君） そうですか。今回57番と58番、これうちの集落のものなのですが、改良区費、貸し人負担ということになっていますが、借りの方々がそれぞれ決まっていると。船山さんのほうの話も十分わかっているんですが、しかしこれはデータとしては本人は知らないと言っているんですよ。相対で決めている中で本人、この貸し人、借り人の負担の方法ははっきりと聞いていない、示していないというふうに電話で聞いたものだから、じゃ確認してみますよということなんで、この総会にかけろべきか、個人的に事務所へ行けばよかったのかわかりませんが、だから、どこの段階でこれを書いているのか。

○事務局主査（津野千鶴子君） 済みません。そうしましたら57番の件については確認して、また遠山委員に報告したいと思いますが、それでいいでしょうか。

○6番（遠山久夫君） わかりました。お願いします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 6番、遠山委員、今の答弁で、後で報告するということでありますので、それでよろしいですか。

○6番（遠山久夫君） はい、結構です。ありがとうございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。ちょっと質問なんですけども、36ページの55番で、この備考欄に、農地中間管理事業ですけども、改良区費というのでけども、これ工事費か何かじゃないですか。追加だろうか。

○事務局主査（津野千鶴子君） 36ページの55番の備考欄なんですけども、申しわけありません。字を間違えてしまいまして、これは改良区費の間違いです。

○会長職務代理者（板垣栄一君） プリントミスだそうであります。13番、よろしいですか。

○13番（齋藤文夫君） わかりました。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） なければ、41番から65番まで承認することに決定してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） では、承認することに決定をいたしました。

（5番 石山 章君着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 石山委員、41番から65番まで承認と決定いたしました。

○議長（石山 章君） それでは、議長を職務代理から交代をいたしまして、今まで承認のあった23番、35番、41番から65番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） しばらくご異議がないようでありますので、議案第3号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。41ページをごらんください。こちらの案件につきましては、8月の定例会のときに皆さんからご承認いただきました農地法施行規則第17条第2項による区域設定ということで別段面積1アール以下ということで、今回村上市の場合ですと0.5アールを下限面積とするといったものの最初の案件でございます。

それでは、説明させていただきます。議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について、番号1番、申請人、埼玉県さいたま市桜区白楸____番____、____、土地の表示、村上市飯野桜ヶ丘____番____、地目、台帳、現況とも____、地積が____平米、申請の事由ですが、申請地は実家脇にある周囲を住宅地に囲まれた農地で、平成25年に母より相続を受ける以前から耕作は行っていませんでした。このたび実家の建物等を空き家バンクに登録するに当たり、当該地を住宅と一体に登録したく区域設定を申請するものですということでありまして。

こちらの案件につきましては、現地確認を行わせていただいております、8月に皆さんにご説明させていただいた別段面積の区域設定に係る条件、5項目を上げさせていただいておりますが、全ての項目をクリアしているということで判断させていただいた上で今回提案させていただいております。

続きまして、場所の説明です。ページめくっていただきまして、42ページのほうをごらんください。地図中央下段のほうに県立村上桜ヶ丘高等学校がございます。その桜ヶ丘高校よりも少し北側に上がったところ、中央付近、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査を実施していただいておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。村上地区では、10月10日水曜日に農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申請のあった案件についての現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に飯野桜ヶ丘の現地に農業委員3名と最適化推進委員3名、事務局からは小川次長が集合し、現地確認を行いました。最初に、小川次長より申請地の状況及び申請の理由について説明を受けた後、設定にかかわる要件について確認しました。申請地は、村上桜ヶ丘高等学校付近にある。今回空き家バンクに登録する住宅地に隣接した農地で、区域設定に係る要件を全て満たしていました。このことから、村上地区委員として区域設定することについては問題なしとの意見でございました。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積区域設定について承認することに決定いたしました。

一応準備した議案は以上ですが、議案として皆様方から何かありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時25分～午後2時35分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年10月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員